

評価項目一覧

No	評価項目	仕様書 該当箇 所	評価基準	評価 区分	得点配分		
					合計	基礎点	加点
1 調達案件の概要							
1	調達の背景や目的についての理解度	1.2	・森林保険において、制度の重要性及び業務の特性を正しく理解しているか。 ・本調達の目的及び重要度を正確に理解し、当該事項を踏まえた提案内容であるか。	必須	10	10	
2	期待する効果に対する理解	1.2 1.3	・次期森林保険業務システム及び契約者利用システムの要件や特性を踏まえて、本調達に期待する効果の内容を理解した提案方針となっているか。	任意	40		40
3	作業スケジュール等	1.5 1.6	・本業務のマイルストーン、各成果物の納入時期を記載した具体的な作業計画書の案が提案されており、作業工程を確実に実行するための工夫・手法が提案されているか。	必須	10	10	
2 業務の実施内容							
4	プロジェクト全体工程管理	3.1	・各会議等の企画、開催、運営、調整について、適切に実施することができる提案であるか。 ・プロジェクトの進捗管理、課題管理等を行い、適切にベンダーとコミュニケーションができる提案となっているか。	必須	10	10	
5	進捗管理	3.2	・ベンダーが作成する次期森林保険業務システム及び契約者利用システムの構築スケジュールについて必要作業の漏れ等を検証するためのスキル・方法等が説明される提案となっているか。 ・スケジュール遅延時の原因究明やリカバリについて適切に保険センター及びベンダーとコミュニケーションができる提案となっているか。	任意	45		45
6	品質管理	3.3	・ベンダーが作成する各成果物に対して品質、プロセスの審査を適切に実施できる提案であるか。 ・ベンダーが作成する各種ドキュメントについて、保険センターの立場でレビュー実施を適切に支援できる提案であるか。 ・ベンダーが作成する各種ドキュメントの品質が確保されていない場合や品質管理方法に問題がある場合には、原因の究明及び対応策の検討を適切に支援し、問題解決へ向けた助言を行うことができる提案であるか。	任意	45		45
7	リスク・課題管理	3.4	リスク・課題計画書を作成し、以下の作業を実施することができる提案となっているか。 ・プロジェクト全体に対するリスク及び課題を洗い出し、顕在化したリスクや発生した課題の対応責任者・対応期限等を明確に管理し、関係者間での共有を実施する。 ・リスク及び課題への対応案を保険センターと協議する前までに提案し、課題解決のため、当機構が行う当該事業者への対応策の指示及び会議体の開催を積極的に支援する。	任意	40		40
8	各関係者間の調整	3.5	・次期森林保険業務システム及び契約者利用システムと連携するシステムの概要や特性を理解しているか。 ・次期森林保険業務システム及び契約者利用システムと連携する他システムとの仕様、実施するテスト時に生じる課題や調整事項について、保険センターと正しく協議、支援することができる提案となっているか。	任意	40		40
9	業務検証(受入テスト)支援	3.6	・受入テスト計画を支援するにあたり、保険センター内の業務を正しく理解し、必要なテストケース、シナリオ立案等について、適切に支援することができるか。 ・受入テストの実施に当たり、関係者間の役割を正しく理解し、適切に調整することができる提案となっているか。	任意	40		40
10	業務移行支援	3.7	・保険センターの業務を正しく理解し、無理・無駄のない業務移行計画の策定および業務移行手順の検討を支援することができる提案となっているか。 ・システムの移行/切替に関する検討、新システム稼働の業務習熟等、稼働前に実施する作業について適切に支援できる提案となっているか。	任意	40		40
11	追加提案	3.8	項目番4~10以外で、新システムを安定的かつ効率的に稼働させること、もしくはサービス開始後の保険センター内外の業務が円滑に運営されることに寄与する提案が示されているか。	任意	35		35
3 本業務の実施体制等							
12	実施体制1	4	本業務の実施体制、役割分担、要員配置計画について具体的かつ的確な提案がされ、他の評価項目で示されている内容が確実に実行できる体制となっているか。また、資格等の要件について充足しているか。	必須	10	10	
13	実施体制2	4	契約の履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい者であるか。契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報が、保険センターが保護を要しないと確認するまでは保護すべき情報として取り扱われることを保障する履行体制を有しているか。 契約の履行に必要もしくは有用な、または背景となる経歴、知見、資格、語学(母語および外国語能力)、文化的背景(国籍等)、業績を有しているか。	必須	10	10	
14	実施体制3	4	本業務の実施において、十分な実務経験を有するメンバーが配置されており、信頼を持って業務できる体制となっているか。	任意	40		40
15	実施体制4	4	AWS、Azureといったクラウドのパートナーの資格を有しているか。	任意	20		20
4 入札参加資格に関する事項							
16	公的な資格や認証等の取得	7.1	要件に係る証明書類が提示されているか。	必須	10	10	
17	受注実績	7.2	要件に係る事業の受注実績がわかる資料が提示されているか。	必須	10	10	
5 その他							
18	ワーク・ライフ・バランス等の推進	-	(1)~(3)の法令に基づく認定を受けているか。 (1)女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(えるぱし) (2)次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん) (3)青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定	任意	25		25
19	賃上げの実施を表明した企業等	-	賃上げを実施する企業として、以下の(1)または(2)の表明をしているか。 (1)大企業に該当する場合は、事業年度(または暦年)において、対前年度(または前年)比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨を従業員に表明していること。 (2)中小企業等に該当する場合は、事業年度(または暦年)において、対前年度(または前年)比で給与総額を1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。	任意	20		20
						合計	500
						70	430

技術点：価格点=500点：250点(2:1)

一覧 表 関連 項目番	資料項目	資料内容
12 13 14	実施体制及び担当者略歴	本調達履行のための体制図 各担当者の略歴
13	会社概要	会社案内やパンフレット等
16	公的な資格や認証	各種資格、認証の写し等
17	会社としての同種業務の受注実績	同種の受注実績資料
18	ワークライフバランス等の推進	女性活躍推進等の基準適合認定通知書等(写し可)
19	賃上げの実施等を表明した企業等	(別添)「賃上げの実施を表明した企業等に対する加点措置について」に基づく「従業員への賃金引上げ計画の表明書」(様式1の1又は1の2)

※評価点の配点基準は以下のとおり：

1. 必須項目の基礎点に関する評価基準

【必須項目】		得点
評価基準を満たしている。		10
評価基準を満たしていない		0

2. 任意項目の加点に関する評価基準

【評価項目 15・18・19以外】	得点	得点	得点
想定を超える卓越した提案内容	45	40	35
想定される提案としては最適な内容	30	25	20
概ね妥当、標準的な提案内容	15	10	10
記載がない。不明瞭、不十分等で加点としての評価に値しない	0	0	0

【評価項目 15】	得点
パートナー資格を保有している	20
パートナー資格を保有していない	0

【評価項目 18】／得点
(1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定
・プラチナえるばし 25点 ※1
・えるばし3段階目 20点 ※2
・えるばし2段階目 15点 ※2
・えるばし1段階目 10点 ※2
・行動計画 5点 ※3
※1 女性活躍推進法第15条第2項の規定に基づく認定
※2 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定。ただし、労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。
※3 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。
(2) 次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）に基づく認定
・プラチナくるみん認定企業 25点 ※4
・くるみん認定企業（令和4年4月1日以降の基準） 20点 ※5
・くるみん認定企業（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準） 15点 ※6
・トライくるみん認定企業 10点 ※7
・くるみん認定企業（平成29年3月31日までの基準） 5点 ※8
※4 次世代法第15条の2の規定に基づく認定
※5 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第85号。令和3年4月1日施行という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定
※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年度省令附則第2条第2項に基づく認定（平成29年厚生労働省令第31号による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年度省令附則第2条第1項の規定に基づく認定を含む）
※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第3項又は第4条の9の規定に基づく認定
※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、平成29年改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年度省令附則第2条第1項の規定に基づく認定
(3) 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定
・ユースエール認定企業 20点
※ (1)～(3)のうち複数の認定等に該当する場合は、該当する点数の高い方により加点を行う。

【評価項目 19】	得点
賃上げ表明をしている	20
賃上げ表明をしていない	0